

広島県告示第 1123 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年 12 月 19 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	安芸郡府中町新地 3 番 1 号 マツダ株式会社 代表取締役社長 山内 孝
工場又は事業場の所在地及び名称	安芸郡府中町新地 3 番 1 号 マツダ株式会社

2 申請の内容

63 イ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設 2 基, 63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 3 基, 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 9 基を廃止し, 63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基, 72 し尿処理施設 1 基を設置する。また, 第 1 廃水処理場の処理水量を変更するとともに, No. 1 排水口の排出水の水量を変更する。

(1) 特定施設の種類, 能力及び使用の方法

(その 1) 63 イ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設 2 基 廃止

(その 2) 63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 3 基 廃止

(その 3) 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 9 基 廃止

(その 4) 新設

種	類	63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基 (府-72 デザインセンター塗装ブース)
---	---	--

	能	力	廃ガス処理能力 17,400 m ³ /h		
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着工後直ちに		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時から12時及び12時45分から17時45分, 8時間/日(季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される汚水態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		6~8	6~8
		等	生物化学的酸素要求量	200	400
			化学的酸素要求量	150	300
			浮遊物質	100	200
			窒素含有量	10	50
			リン含有量	0.5	10
			ノルマルヘキサノール抽出物質含有量	0.5	3
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		0	2	
汚水等の排出先		産業廃棄物として外部処理			

(その5) 新設

	種	類	72 し尿処理施設 1基 (府-73 Aj-15 車体試作し尿浄化槽)
	能	力	570人槽
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着工後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される 汚水の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	
		生物化学的酸素要求量	60	90
		化学的酸素要求量	60	90
		浮遊物質質量	30	90
		窒素含有量	60	100
		燐含有量	6	10
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		3,000 以下	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		28.5	34.2
汚水等の排出先		第1廃水処理場		

(2) 汚水等の処理の方法

第1廃水処理場 変更

		変 更 前				変 更 後			
種 類	工場排水処理施設								
工 期 等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					着手後直ちに			
	使用開始予定年月日					完成後直ちに			
使用 の 方 法	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	7,365.568	13,526.3	7,365.568	13,526.3	7,220.808	13,331.5	7,220.808	13,331.5

(3) 排出水の量

No. 1 排水口 変更

項 目	変 更 前		変 更 後	
	通 常	最 大	通 常	最 大
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	9,365.568	13,526.3	9,220.808	13,331.5

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年12月19日から平成24年1月10日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに府中町生活環境部環境課